

みしませせらぎ川床イベント

会場利用の心得

1. 会場利用の前に

- ・川床および白滝公園(以下、会場とする)の利用においては、一般利用者の安全を最優先に考え実施・運営をすること。
- ・音響を使用する際は会場申込書に事前に記載のうえ近隣住民および周辺施設への迷惑とならないよう事前に対策を講じること。
- ・車両を付近の道路や公園内へ駐車することはできない。(車でお越しの場合はTMOパーク(三島商工会議所)や近隣のコインパーキング等をご利用ください。駐車料金はいずれも有料です。)
- ・会場利用に際しての告知は三島商工会議所にて川床の利用許可が出たあとに行うこと。
- ・会場利用内容に応じて消防本部、保健所、音楽等の著作権管理団体、保険の加入等へ諸手続きの確認を行うこと。

2. 禁止事項

- ・三島市都市公園条例第4条に反する行為

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類若しくは魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの。

- ・指定喫煙所以外で喫煙する行為。
- ・会場内自然環境へ悪影響を及ぼす恐れのある行為。(固形物や洗剤等使用の水の他、油分を含んだものを排水口や川に流す行為等)
- ・一般利用者の安全に悪影響を及ぼす恐れのある行為。(会場内での自転車・自動車走行など)
- ・三島商工会議所が許可した以外の火気を使用する行為。
- ・会場内の電気を使用する行為。(電気の使用については三島商工会議所の指示に従ってください)
- ・近隣住民、一般利用者の快適性を損なう音や振動の発生を伴う行為。(リハーサルや設備チェックとしての音出しは申し込んだ利用時間内に行うこと)
- ・会場内の設備(樹木を含む)を、故意に、汚損または破損する行為。
- ・会場内の遊具利用者を妨げる行為。

3. 資器材搬入

- ・川床および白滝公園内への資器材搬入は速やかに行うこと。搬入・搬出は原則申し込んだ利用時間内で行うものとする。なお、車両の進入は公園西側の石畳部分までとする。やむを得ず石柱を外す場合は、必ず資器材の搬入または石畳部分の利用を終えたら現状復帰すること。歩行者や一般利用者、会場内の木々、施設に細心の注意を払って行うこと。必要であれば会場利用者側で係員を配備すること。申し込んだ利用時間外に搬入・搬出が必要な場合は事前に三島商工会議所に相談し、指示を仰ぐこと。
- ・テント等の配置は、人の動線をふさがないように考慮した配置をすること。

4. 利用可能な設備

- ・指定の屋外コンセント(100V・20A)を使用できますが、近くでの水使用や降雨時には防水に注意すること。電気をとる場合は、地面のケーブルにより一般利用者が転ばないように配慮すること。(頭上を通す、埋める、カバーをかぶせるなど)不足の際、公園内のコンセントは使用せずに自身で発電機等を用意すること。
- ・備品は、机・イスは無料で貸出可能。使用の際は会場申込書に記載もしくは事前に知らせること。

- ・機材等を仮設する場合は会場内の樹木を支柱等に利用しないこと。

5. 飲食物を販売する場合

- ・営業許可証等、食品を販売するにあたり必要な許可書を営業中は見えるところに掲示をすること。
- ・衛生面に最大限配慮し行うこと。

6. 申込者の方へ

- ・申し込んだ会場利用時間内で必ず準備・撤収作業を行うこと。
- ・使用後の片付け及び清掃は、会場利用者が責任を持って行き、現状復帰すること。
- ・資器材はイベントが終了したら完全に撤収すること。(日をまたぐ会場利用の場合も日ごとに完全撤収すること。)
- ・火気の使用を希望する場合は予め三島商工会議所に相談すること。(内容によっては許可できないことがあります。)
- ・会場内の施設設備または土地について汚損、破損、紛失等があったときは、速やかに三島商工会議所へ届け出ること。なお、一時的な責任の所在は会場利用者にあるものとする。
- ・騒音、ゴミ、駐車等で苦情等でないよう十分留意し、対策を講じること。発生した場合は次回より同一内容の利用および同一団体による利用について制限または禁止する場合がある。
- ・暑さ対策や降雨対策等は会場利用者側が講じることとする。

7. 天候等による利用中止の連絡

- ・会場利用者から中止の申し出があり、かつ三島商工会議所がその申し出を承認した場合は中止とする。
- ・三島商工会議所が天候を鑑みて中止の判断をした場合、その連絡は会場利用日前日の12時までに連絡することとする。
- ・会場利用者から中止の申し出があった場合、三島商工会議所から会場利用者への参加料の返金はしない。なお、三島商工会議所が中止の判断をした場合に限り参加料を返金する。いずれにおいても会場利用料以外の費用は三島商工会議所では一切負担をしない。
- ・大雨・洪水・暴風・高温等の警報が発令された場合は会場の利用を許可しない。この場合、参加料を返金する。(準備等に要した費用は三島商工会議所では負担しない。)

8. その他

- ・会場利用に伴うゴミは持ち帰ること。
- ・緊急時における対応のため、緊急連絡先を提出すること。
- ・会場利用当日、三島商工会議所より特別な指示があった場合はそれに従うこと。